

1. 服装

- (1) 制服は特に定めない。
- (2) 上履きは学校指定のものを用意し、所定の位置に記名する。土足のまま校舎内に入るなど上履き指導に従わない者は、指導の対象となる。
- (3) 体育館履きは学校指定のものとする。

2. 登下校

- (1) 始業時間は 17:25 とする。（三修制の生徒は、15:40）
終業時間は 21:05 とする（その後にSHRがあります）。
- (2) 登校は、17:00以降 にすること（01時限のある生徒は 15:15以降）。
17:15以前は、全日制の生徒が使用している場合、教室内には入らないこと。
（教室内には入らないで、図書室等を利用することはできる）
17:00以前に登校する必要がある場合、および三修制における授業を受ける場合は指定された場所で活動すること。
- (3) 放課後に部活動をする場合は 21:40 までとし、最終下校時刻は 21:45 とする。
活動は顧問の許可を得て、指定時間までに鍵を返却すること。鍵の返却が遅れた場合や下校指導に従わない場合は、活動停止等の措置をとる。
- (4) 自転車で通学する場合は、指定の駐輪場に駐輪して、必ずステッカーを貼ること。ステッカーの貼られていない自転車での登下校は認めない。
- (5) 雨が降っている時の自転車登下校は、レインコートを着用しなければならない。傘差し運転は法律で禁止されており、守れないものは自転車通学の許可を出さないと同時に指導とする。
- (6) 駐輪時は、必ず施錠して各自の責任で盗難防止に心がけること。

3. 所持品

- (1) 学校名・学年・氏名を必ず記入し、各自の責任で指定されたロッカーに保管すること。ロッカーの鍵は各自で用意すること。
- (2) 必要以上の金銭や貴重品、学習に不必要なものを持ち込まないこと。

4. 規則

いじめ（誹謗中傷）、暴力、教師への暴言、窃盗、喫煙（タバコ・ライター・マッチ所持、喫煙同席も含む）、飲酒、不適切な画像・動画のインターネット上へのアップ、器物損壊（落書き等含む）、バイク・自動車登校（保護者以外の運転する車両への同乗を含む）、授業妨害、授業の中抜け、登校後の外出、考査不正等や、教員の指示に従わない場合は、特別指導の対象となる。

5. 欠席・欠課・早退・遅刻

- (1) 欠席・欠課をする場合は学級担任に届けること。
- (2) 早退・遅刻は必ず学級担任に連絡し、許可を得ること。早退は担任もしくは担任団より「**早退届**」をもらうこと。
- (3) 授業の中抜け等の無断欠課は、指導の対象となる。

6. 授業料等

授業料、積立金、給食費、諸会費は、必ず指定された納入期限までに納入すること。

7. 給食

- (1) 給食は、全員が受給することを原則として毎日実施する。
- (2) 第2時限終了後に食堂で所定の手続き（別途指示）後に食事をする。
- (3) 食後は椅子を所定の位置に戻して、各自で食器を片付ける。
- (4) 19:20（終了10分前）以降の食事はできないので、それ以前に給食室に入室すること。
- (5) 給食の不正受給は特別指導の対象となる。また、予約していない者は食堂への立入を禁止する。
- (6) 食べ物や飲み物の持ち込みは禁止である。

8. その他

- (1) 立ち入り禁止区域には立ち入らないこと。セコムによる警戒がかかっています。
- (2) 金品を紛失、拾得した場合や、盗難にあった場合は速やかに担任または生活指導部に届けること。